

区政への主な意見と回答 令和7年3月分

1 杉並区の引きこもり対策について

Q 杉並区の引きこもり対策について質問します。引きこもりは全国で146万人と推計され、大きな社会問題となっています。杉並区では、ウェルファーム杉並に開設された「くらしのサポートステーション」にて相談を受け付けているそうですが、そもそも単身世帯で引きこもり状態となっている場合、施設まで赴き相談することは困難であると思います。

そこで、まず、LINEなどSNSを活用し外出せずとも相談できるような窓口はありますか。また、ない場合は今後そのような窓口を開設される構想はありますか。

A 現在ひきこもりの相談窓口となっている「くらしのサポートステーション」では、来所での相談のほかに、電話、メールでも相談を受けています。また、ご本人の同意がある場合は、訪問も行っています。

LINEなどSNSを活用したひきこもりの方向けの相談窓口は、令和7年8月から事業開始予定の「ひきこもり支援推進事業」でLINEを活用した相談を実施する予定です。

担当 杉並福祉事務所

2 障害者の手続きの不便さについて

Q 精神障害者の手帳や自立支援の手続きは、区役所ではできません。駅から離れている保健センターまで歩いて行かなければならないので、不便に感じています。また、手続きは平日しかできないので、働いていて自立支援を使っている人は特に不便だと思います。

A 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の手続きについて、ご不便をおかけして申し訳ございません。現在のところ、上記の手続きについては、お住まいの管轄でなくとも、区内5か所（荻窪、高井戸、高円寺、上井草、和泉）の保健センターで申請受付を行っています。

また、お仕事やご体調などにより、保健センターまで来所できない場合には、郵送による対応も可能ですので、その際は担当までご相談ください。

担当 保健サービス課

3 5歳児健診の実施と助成について

Q 杉並区では5歳児検診を実施しているのでしょうか。東京都の他の自治体では導入が始まっているようです。就学前のタイミングで発達の特徴に気づき、早期に療育などの支援へと繋げる目的が背景にあるようです。

先日医療機関へ問い合わせたところ、「杉並区では、まだやってない」との回答がありました。東京都で実施している事業でも自治体により導入にバラツキがありますが、杉並区は実施するのでしょうか。実施しないならば、その理由を教えてください。

A 現在、区では5歳児健康診査を実施していません。一方で、5歳児健康診査で子どもの発達特性を早期に発見し、その特性に合わせた支援を行うことが、円滑な学習や集団生活に寄与するものと認識しています。

そのため、保健・福祉・教育部門で連携し、5歳児健康診査の実施に向けた検討を進めています。

担当 保健サービス課

4 東京都ベビーシッター利用支援事業の対象年齢拡大希望

Q ベビーシッター利用支援事業について、港区は0歳から小学校6年生まで、台東区・目黒区は0歳から小学校3年生までが対象になっています。これから杉並区に引越しを予定しているシングルマザーです。身内に頼れない身としては、小学生も使えるようになると大変助かります。

A 杉並区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）につきましては、杉並区の施設型の一時預かり事業では、夜間・休日に対応している事業者が少ないことに加え、生後6か月未満の乳幼児の預かり先が不足している状況にあることから、区民の皆さまがより柔軟に一時預かりを利用できる環境の充実を図るため、令和6年4月から未就学児を対象に開始したところです。現時点では小学生まで対象を拡大することは予定していませんが、対象を小学生まで拡大してほしいといったご要望をいただくことも事実です。

杉並区といたしましては、こうしたご要望を参考としつつ、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズを踏まえながら、引き続き一時預かりを利用できる環境の充実に取り組んでまいります。

また、杉並区のひとり親家庭への支援については、家庭の状況に合った支援をまとめて調べることのできる「ひとり親家庭手続きガイド」をご利用ください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-suginami/hitorioya>

担当 地域子育て支援課

5 児童扶養手当の所得制限について

Q 前回の認定で、ひとり親の児童扶養手当対象外となりました。所得制限を少し超えただけですが、手当・マル親・水道減免がなくなりました。何もかもが高くなっている状況で、この制限の基準は変わらないのでしょうか。区営アパートの所得基準区も再考していただけないのでしょうか。

A 児童扶養手当の受給資格は、法律で定められており、法令等のルールに基づいて支給することとなっています。そのため、基準に則った取扱いが前提となることをご了承ください。

児童扶養手当につきましては、令和6年11月分より基準額が引き上げられており、例えばお子様1人で収入ベースによる算定の場合、全部支給については160万円から190万円に、一部支給については365万円から385万円となりました。

そのほか、下記の項目については所得から控除可能ですので、該当している場合は、税申告や年末調整の際に手続き（申告）いただくこととなります。

【所得からの控除額】

控除の種類	控除額
一律控除	80,000 円
勤労学生控除	270,000 円
寡婦控除（申請者が父または母の場合を除く）	270,000 円
ひとり親控除（申請者が父または母の場合を除く）	350,000 円
障害者控除	1 人につき 270,000 円
特別障害者控除	1 人につき 400,000 円
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除	控除相当額

担当 子ども家庭部管理課

6 放課後等居場所について

Q 杉並区は、以前は児童館の事業がとても盛んだったと思っています。しかし、現状は児童館は学童クラブによって使用され、一般利用児童の居場所は少なくなっているように感じます。それに伴い児童館事業を縮小してきたにも関わらず、現在新たに学校を利用して児童館のような事業を行うというのはどのようなお考えがあつての事なのでしょうか。

何時でも誰でも行けていた児童館は機能を奪われ、それに近いことを始める意図を教えてください。学校を使うのであれば、学童クラブを学校設置にし、児童館本来の役割を回復させるという方が自然ではないのでしょうか。児童館こそまさに放課後の居場所なのではないのでしょうか。

A 区では、令和7年1月末に、今後の子どもの居場所づくりの指針となる「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定いたしました。

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」では、児童館再編の取組の検証で明らかとなった「児童館ならではの特性」や、子どもの意見を聴く取組で寄せられた子どもの意見を踏まえ、今ある25の児童館を存置し、現在中学校区に児童館がない7地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討します。

また、小学生にとって身近な学校施設が小学生の安全・安心な居場所となるよう、放課後等居場所事業を令和9年度までに、すべての小学校で実施することとしていますので、今後、全校実施に向けて着実に取組を進めていきます。

学童クラブにつきましては、安全面を考慮し、引き続き小学校の改築の機会などをとらえて、小学校内又は小学校近接地への整備を検討していきます。

担当 児童青少年課

7 区の施設についての提案

Q 最近、リサイクルひろば高井戸は家具などを扱わなくなっていました。ある程度まとまった場所に小物（食器・生活用品など）家具、おもちゃ、自転車など安く販売する施設があれば良いのにといつも思います。

区民の入れ替わりの多い2月から4月など、まだまだ使えそうな物がゴミ置き場に大量に捨てられています。回収方法は持ち込みOK、粗大ゴミのように引き取りOKの両方にしたらずいぶん集まるでしょう。売上利益は、杉並区の次のリサイクルにかかる費用や人件費にすれば、区も潤うはずです。ゴミは減る、区民は喜ぶ、物は生きる、ぜひ職員の方々の知恵を出し合って実現してください。

A 区としてもまだ使用できる物が粗大ごみとして捨てられている状況を改善し、不用品物を捨てずに循環させるシステムの構築が必要だと考えています。

当区でも粗大ごみの減量のために中古品の買い取りや交換・販売仲介等を行う「おいくら（株）マーケットエンタープライズ」との連携を令和6年12月から開始したところで、また、粗大ごみとして集めた物の中から羽毛布団や金属を取り出し、資源化を行っています。

このほか、リサイクルひろば高井戸を運営しているNPO法人すぎなみ環境ネットワークの「不用品情報コーナー」では、杉並区内に在住、在勤、在学の方々同士で欲しいものと譲りたいもののやりとりを行っています。

担当 ごみ減量対策課

8 区内南北交通（すぎ丸循環）

Q 井の頭線沿いに住む杉並区民は、中央線方面の杉並区施設に行くのに不便です。浜田山～阿佐ヶ谷、高井戸～荻窪、永福町～高円寺はバスがありますが、西永福はカバーしていません。浜田山～阿佐ヶ谷を西永福～浜田山～阿佐ヶ谷と循環させると便利で公平になります。

せっかく杉並区内で買い物できる場所（杉並区にお金が入るところ）を交通が不便なので吉祥寺、下北沢、渋谷で買い物せざるを得ないのは、杉並区にとってももったいないと思います。

A 南北バスすぎ丸は、民間バス路線の補完、及び区内の南北方向の移動を支える交通手段として、平成12年からけやき路線（阿佐ヶ谷駅～浜田山駅）の運行を開始し、さくら路線（浜田山駅～下高井戸駅）、かえで路線（西荻窪駅～久我山駅）の3路線を運行してきました。一方で、近年はバス運転手の担い手不足や労働環境改善の影響により、都内においてもバス路線が減便、廃止されており、区としても、バス路線の維持は大きな課題であるとの認識です。

これまでもすぎ丸の延伸については、様々な方からご要望をいただいておりますが、民間バス路線が縮小化する中、具体化するのには難しく、現状としては南北バスすぎ丸の路線延伸は困難な状況となっています。

そこで区としましては、令和5年3月に策定した「杉並区地域公共交通計画」に基づき、同計画の中で位置づけられた、交通不便地域を対象に新たな公共交通サービスの実証運行に取り組んでいるところです。今後は、その導入効果を検証しながら他の地域へ取り組みを拡げていきたいと考えています。

担当 交通企画担当課

9 南阿佐ヶ谷駅周辺の自転車置場【増設】について

Q 南阿佐ヶ谷駅の自転車置場が少ないので、増設をお願いします。平日の昼間は、南阿佐ヶ谷駅周辺の公営駐輪場の1日利用は、「ご希望の時間から停めたくても満車で停められないかもしれません」と公営駐輪場の係員に言われました。区役所の駐輪場もそろそろ誰でも使えるように、有料解放してもいいのではないのでしょうか。阿佐ヶ谷駅、荻窪駅のように、もっと駐輪場を増やしてください。

A 区としましては、南阿佐ヶ谷駅周辺の自転車駐車場につきましては、慢性的な満車状況が続いていることは十分に認識しております。こうした中、令和3年度には南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場を開設したことに加え、令和7年度中には、杉並区区立施設マネジメント計画に基づき、旧職員会館跡地（成田東5-41）に（仮称）南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場を

開設する予定となっています。

担当 交通企画担当課

10 阿佐ヶ谷駅周辺における一時駐輪場の設置について

Q 阿佐ヶ谷駅周辺では、商店街が賑わいを見せている一方で、一時駐輪場の不足が深刻な課題となっています。利用者は裏路地など比較的スペースのある場所に自転車を駐輪する状況にあり、通行の妨げや景観の悪化が生じています。駅からやや離れた場所には駐輪場が設置されていますが、短時間の買い物利用者にとっては利便性が低く、活用が進みにくい現状があります。

新宿区や中央区では、駅前の道路沿いに駐輪場が整備されており、地域住民が快適に利用できる仕組みが整っています。同様の取り組みを杉並区でも導入することで、違法駐輪の削減および商店街の利便性向上、地域の活性化が期待できるのではないかと考えます。無料時間を短く設定し、時間単価を引き上げることで回転率を高めることでより多くの人が利用できると考えます。

つきましては、阿佐ヶ谷駅周辺における一時駐輪場の設置を検討してください。

A 阿佐ヶ谷駅周辺の道路沿いでの駐輪場整備についてですが、かつて杉並区では昭和 56 年度から平成 8 年度にかけ、阿佐ヶ谷駅周辺の道路上（中杉通りの歩道）に駐輪場を設置していました。これは、駐輪場用地がないために緊急避難的に暫定的な自転車置場として道路上に整備したものであり、歩行者の安全性確保や街の景観上問題のあるものでした。

また、阿佐ヶ谷駅周辺の駐輪場につきましては、現状民営の駐輪場しかありません。しかしながら、昨年 6 月まで区立駐輪場として運営していた 2 か所の駐輪場（阿佐ヶ谷東、阿佐ヶ谷西高架下）については、今回ご要望の「一時駐輪場の増設」等について、区は運営する株式会社ジェイアール東日本都市開発と継続的に協議しているところです。

現時点で、阿佐ヶ谷駅周辺に区立駐輪場を新たに設置する予定はありませんが、区としましては、自転車をより駐車しやすい環境づくりに積極的に取り組むとともに、民営駐輪場の動向を注視しつつ、引き続き、鉄道事業者との連携や、民間事業者への区の補助金を活用した自転車駐車場の整備を働きかけていきます。

担当 交通企画担当課

11 松山通りにおける電柱地中化のご提案

Q 松山通りは道路幅が狭い一方で車の往来が多く、歩行者や自転車、ベビーカー、車椅子

利用者などにとって通行しづらい状況が続いています。さらに最近では、素敵なお店も増え、遠方からも多くのお客様（年間推定 8 万人近く）が訪れるようになりました。そうした方々からも「電柱がなければ街の景観がより良くなるのでは」という声をいただくこともあります。

つきましては、松山通り全域における電柱の地中化をご検討いただけないでしょうか。電柱が地中化されれば歩行空間が広がり、安全性向上に加え、景観の改善や観光面での訴求力アップなど、商店街の活性化や地域住民の安心・安全、さらには街の価値向上に繋がると考えます。

A 無電柱化するためには、電力線や通信線などをまとめて収容するための電線共同溝を地下に設置することから、道路の地下空間を確保する必要があることに加え、地上部には変電装置等の機器を設置するためのスペースを道路区域内に確保する必要があり、歩道の無い生活道路の無電柱化は非常に困難です。

また、工事の長期化や費用の増大などの課題もあるため、杉並区では、平成 29 年 11 月に「杉並区無電柱化推進方針」を策定し、歩道の無い幅員 6 m 以上の生活道路のうち整備効果の高い路線を選定して無電柱化を計画的に進めています。残念ながら、ご提案の特別区道第 2462 号線（松山通り）は、現時点ですぐに無電柱化する予定はございませんが、引き続き、国や都による技術検討の結果や他の自治体における参考事例等を踏まえ、今後、新たな整備路線を検討する際は頂いたご意見も参考にさせていただきます。

なお、杉並区の無電柱化事業については、区の公式ホームページにも掲載しておりますので、是非ご参照ください。

杉並区ホームページ-無電柱化

URL : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/douro/1071272.html>

担当 都市計画道路担当課